

各務原市PTA連合会事業活動基金規定

(名称)

第1条 各務原市PTA連合会事業活動基金（以下、「基金」という。）と称する。

(目的)

第2条 この基金は次のことを目的とする。

- (1) 各務原市PTA連合会の運営の補助
- (2) 周年事業への助成
- (3) 子どもたちの為になる運用

(運用)

第3条 この基金の運用は、代議員会の議決による。

(会計)

第4条 この基金は、わが子の歩み還付金等を原資とする。

2. この基金の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。

(委任)

第5条 この規定に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

この規定は、平成21年4月1日から施行する。